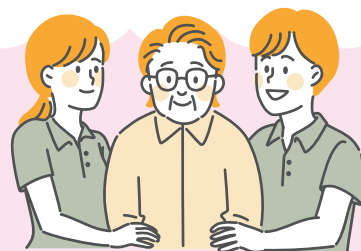


令和6年度版

離職した介護人材の 再就職準備金貸付制度のご案内

～ 介護職員として再就職する方を応援します！ ～

離職した介護人材のうち一定の知識及び経験を有する方に千葉県内の介護施設や事業所に再就職するための準備金を貸し付け、再就職を容易にし、介護人材の確保・定着を促進する制度です。



▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 千葉県内在住の方
(再就職後2カ月以内に県内へ転居する方を含む)
- 2 介護職員等^(※)としての実務経験を1年以上有する方
(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)
- 3 次のいずれかの資格を有する方
●介護福祉士 ●介護福祉士実務者研修修了者 ●介護職員初任者研修修了者
●介護職員基礎研修修了者 ●訪問介護員(ホームヘルパー)1級/2級
- 4 県内の介護保険サービス事業所・施設に介護職員等^(※)として就職又は内定した方
- 5 直近離職日から再就職までの間に千葉県福祉人材センターに届出をした方
※申し込みにあたり連帯保証人が必要です

(※)「介護職員等」とは、介護保険サービス事業所又は施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等の職種(介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種)を指します。相談業務や施設長業務は含みません。障害福祉サービス事業所は対象外です。

▶▶ 貸付金額

40万円以内で1人1回限り、無利子とします

貸付対象となる経費

介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書購入費、介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や、靴等の被服費、転居を伴う際の敷金・礼金(見積書提出)、通勤用の自転車・バイク、自動車(車検証の写し提出)等購入費用、子どもの預け先を探す際の活動費用などにご利用いただけます。

返還免除

再就職の日から千葉県内において、介護保険サービス事業所・施設で介護職員等として2年間従事(勤務)した場合貸付金の全額免除となります。

※2年間従事(パート・アルバイト含む):
在職730日かつ従事日数360日以上
※他業種への転職の場合は、全額返還となります。

詳しくは、「離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の手引き」(令和6年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/reserve/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7571(受付時間:平日10:00~18:00)



離職した介護人材の再就職準備金貸付制度申請手続きの流れ

① 離職後福祉人材センターへ登録

※登録は「福祉のお仕事」ホームページ <https://www.fukushi-work.jp>
右のQRコードからも登録できます。



② 介護保険サービス事業所又は施設へ介護職員として再就職内定(決定)

③ 千葉県社会福祉協議会へ所定の申請書類を提出

- | | | |
|-------------|------------------|----------------------------|
| ① 貸付申請書 | ⑤ 資格証明書の写し | ⑨ 所得証明書 |
| ② 利用計画書 | ⑥ 個人情報の取り扱いについて | ⑩ 印鑑登録証明書 |
| ③ 雇用(内定)証明書 | ⑦ 顔写真付きの身分証明書の写し | ⑪ 在留カードの写し(日本国籍を有していない方のみ) |
| ④ 実務経験証明書 | ⑧ 住民票 | |
- ※⑥から⑪は連帯保証人の方も必要です。

④ 貸付審査・貸付の決定

(決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を送付します)

⑤ 借用証書等を提出

(借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。)

※貸付決定通知書到着後14日以内に千葉県社会福祉協議会へ提出してください。

申請者の口座へ再就職準備金を送金

⑥ 返還猶予申請書及び業務従事届を提出

⑦ 返還免除申請書を提出

介護職員として、在職期間730日以上、かつ業務従事日数360日以上引き続き従事後に申請



本貸付の対象となる事業所・施設

(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

よくある質問

Q1 前の会社を退職し、翌日に別の会社に再就職しましたが、申請できますか。

A1 離職期間のない転職とみなされるため、申請できません。

Q2 就職後、給料をもらうまで生活が厳しいのですが、家賃等に充てられますか。

A2 生活費は貸付対象外となります。

Q3 返還決定後に計画とおりに返済しなかった場合はどのようになりますか。

A3 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

Q4 転職の際、次の就職までに時間がかかってしまった場合はどうなりますか。

A4 1ヶ月以上期間があいた場合は、免除到達までの期間もその分伸びることになります。なお休職活動による猶予は最大1年間とし、1年以内に再就職できなかった場合は全額返還となります。

Q5 ダブルワークで同じ日に2カ所の事業所で介護職員等の業務に従事した場合、勤務日数を2日と数えることはできますか。

A5 勤務日が重複している場合は1日となり、2日と数えることはできません。

